

別表十八 「法第七十一条第一項の規定による予定申告書」

1 この表の用途

この表は、普通法人が中間申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「税務署処理欄」			記載しないでください。
「修正・更正・決定の年月日」		当期開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
「前事業年度の法人税額」の各欄	「法人税額」	前期の別表一(一)の「13」の金額を記載します。 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次によります。 ① 連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除きます。)の場合……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「12」の金額を記載します。 ② 連結親法人が特定の医療法人の場合……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の「10」の金額を記載します。	
	「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額」	(1) 前期に措置法第62条第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一(一)の「10」の外書の金額を加えた金額を記載します。 (2) 前期が、法第4条の5第1項《連結納税の承認の取消し等》の規定により法第4条の2《連結納税義務者》の承認を取り消された日の前日を含む事業年度で、措置法第42条の4第10項《連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額》等の規定の適用により前期の法人税額に加算した金額がある場合には、前期の別表一(一)の「5」に記載した当該金額も含めて記載します。 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じて前期の個別帰属額の届出書の該当欄の金額を記載します。	
「月数換算」		「同上の税額× $\frac{6}{\text{分母}}$ 」の分母の空欄には、前期の月数(暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。)を記載します。	

(注) 法第71条第2項又は第3項《中間申告》の規定の適用を受ける場合には、被合併法人名、適格合併の日、合併の日の前日の属する被合併法人の事業年度又は連結事業年度、同条第2項第1号若しくは第2号又は第3項に規定する被合併法人の確定法人税額等を別紙に記載して添付してください。

3 根拠条文

法71、145、規則31